

業務委託仕様書

1 委託業務名

佐賀県新産業集積エリア（有田・唐津）に係る企業誘致プロモーション業務委託

2 目的

新産業集積エリア（有田・唐津）への企業誘致活動を進めるためには、その立地環境に適した業種を把握した上で、対象となる業種・企業に対する誘致活動が重要であることから、用地概要、インフラ、周辺環境（既立地企業を含む）などについての情報を整理し、進出を期待できる企業に対して、企業訪問や現地視察など佐賀県への誘致活動を促進することを目的とする。

3 概要

本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、佐賀県と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施にあたっては、佐賀県職員等関係者と連絡を密にし、遺漏のないようにすること。

4 委託事業内容（コンペで提案いただきたい内容）

（1）立地環境分析

受託者は、新産業集積エリア（有田・唐津）の現状について、用地概要、インフラ、周辺環境などを団地ごとに詳細に整理する。

（2）佐賀県及び新産業集積エリア（有田・唐津）の資料作成

受託者は、佐賀県及び新産業集積エリア（有田・唐津）を団地ごとに効果的にアピールする資料案を作成する。

（3）誘致企業の選定

受託者は、4（1）で行った分析結果を踏まえ、県との協議の上でターゲットとする業種を選定し、団地ごとに企業リストを作成する。

（4）企業リストへのアンケート調査

受託者は、4（3）で選定した企業に対し、アンケート調査を行う。
アンケート調査票の内容については、別途、県との協議により決定する。

(5) 誘致活動

4 (4) の調査結果に基づき、地方進出の候補地として佐賀県を詳しく認知してもらうための誘致活動を実施すること。また、実施にあたり5社以上に対して、当該企業と佐賀県職員等が直接面談またはオンライン会議など適切な手法により誘致活動を行う機会を設けること。

(6) その他

予算の範囲内において、佐賀県の企業誘致に資すると思われる内容を提案することも可とする。

5 効果的な業務に向けた実施体制の構築

本業務の効果的な実施に向け、以下の役割を担うため総括責任者1名を配置する。総括責任者は、契約締結後、速やかに対面で初回打合せを行うものとする。初回打合せ以降についても契約期間中は、佐賀県と随時打ち合せ及び進捗状況の報告を行い、事業の円滑な推進を図る（ただし、初回打合せ以降は、必ずしも対面で実施する必要はない）。また、打合せ後は、速やかに協議した内容をまとめて報告すること。

(総括責任者の役割)

- ・業務全体の企画・計画策定
- ・業務の進捗管理
- ・佐賀県が実施する関連事業との連携等に関するアドバイス

6 成果物及び提出時期

成果物名	内容	提出時期
業務実施計画書	当該委託業務の実施計画及びスケジュールを記載	初回打合せ以降、速やかに提出
業務完了報告書	業務完了の報告書の提出	令和6年3月29日(金)
実績報告書	当該委託業務の実施内容等を記載（今後の展開についての改善提案を含む）	令和6年3月29日(金)
上記以外の資料で、履行状況が確認できるもの	本業務委託の中で作成した制作物を想定（なお、佐賀県及び新産業集積エリア（有田・唐津）をアピールする資料は原則、編集可能なデータを提出すること）	令和6年3月29日(金)

7 その他

- (1) 受託者が本業務において制作した成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は、佐賀県に帰属するものとし、制作者は佐賀県に対して著作権者人格権を行使しないものとするを原則とする。
- (2) 佐賀県は佐賀県及び佐賀県が指定する者が保有するホームページで公開する場合に限り、無償で自由に二次利用できるものとする。
- (3) 成果物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこと。佐賀県の利用についても同様とする。
- (4) 本業務の全部又は一部を再委託することは、原則として認めない。ただし、業務の一部を再委託することについては、佐賀県と受託者の協議により佐賀県が認めたときは、この限りではない。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこととし、あらかじめ佐賀県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得るものとする。
- (5) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、県の定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護条例」を遵守すること。
- (6) 本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用することとし、他の目的に使用してはならない。また本業務の履行にあたって、知り得た情報を漏らしてはならない。これらはこの契約が終了し、又は、解除された後においても同様とする。
- (7) 本業務の実施にあたっては佐賀県と十分に協議し、佐賀県の了承を得て行うこととし、疑義が生じた場合は、佐賀県と受託者が協議して定めるものとする。

注1 本委託業務内で対象とする新産業集積エリア（有田・唐津）とは、「新産業集積エリアに関する実施要綱」に基づき整備された有田町及び唐津市にある産業団地を指す。